

建設業の一人親方の皆様へ
労災保険特別加入制度のご案内

商工会議所が運営する「一人親方労災保険特別加入団体」

だから**安心**で費用も**経済的**です。

その他 加入者は多様な支援を受けることができます。



橿原商工会議所建設業一人親方労災保険会

〒634-0063

奈良県橿原市久米町 652-2

TEL 0744-28-4400 FAX 0744-28-4430

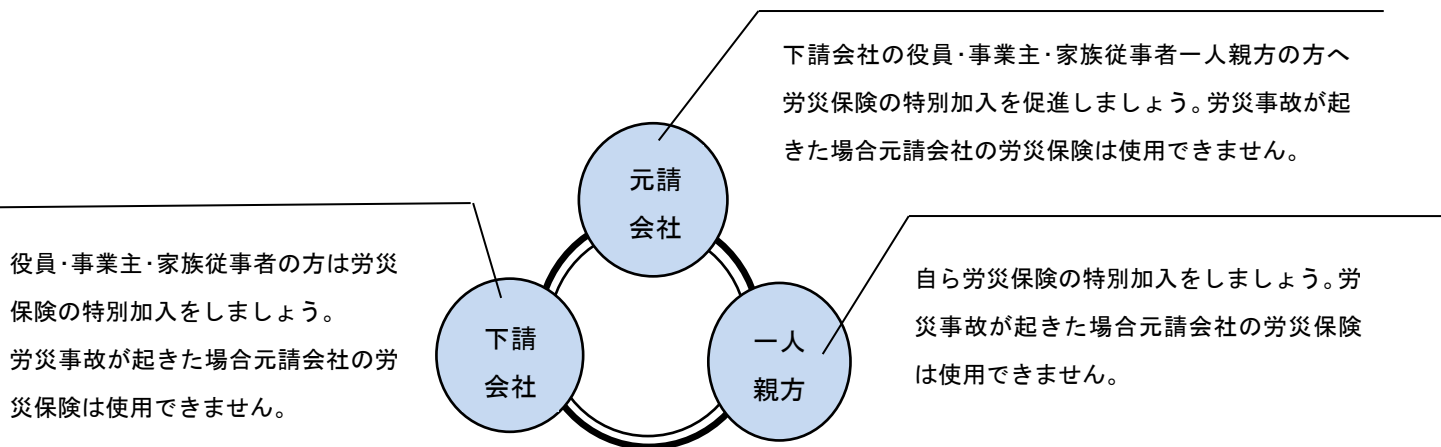
目 次

1. 建設業における労災保険について	2
2. 建設業における一人親方の範囲	3
3. 労災保険給付の概要	3
4. 特別加入時に健康診断が必要な場合	4
5. 加入の条件	5
6. 加入手続き	5
7. 労災保険料及び年会費等について	5
8. 団体概要	7
9. よくある質問について	8
10. 加入にあたっての注意事項	10

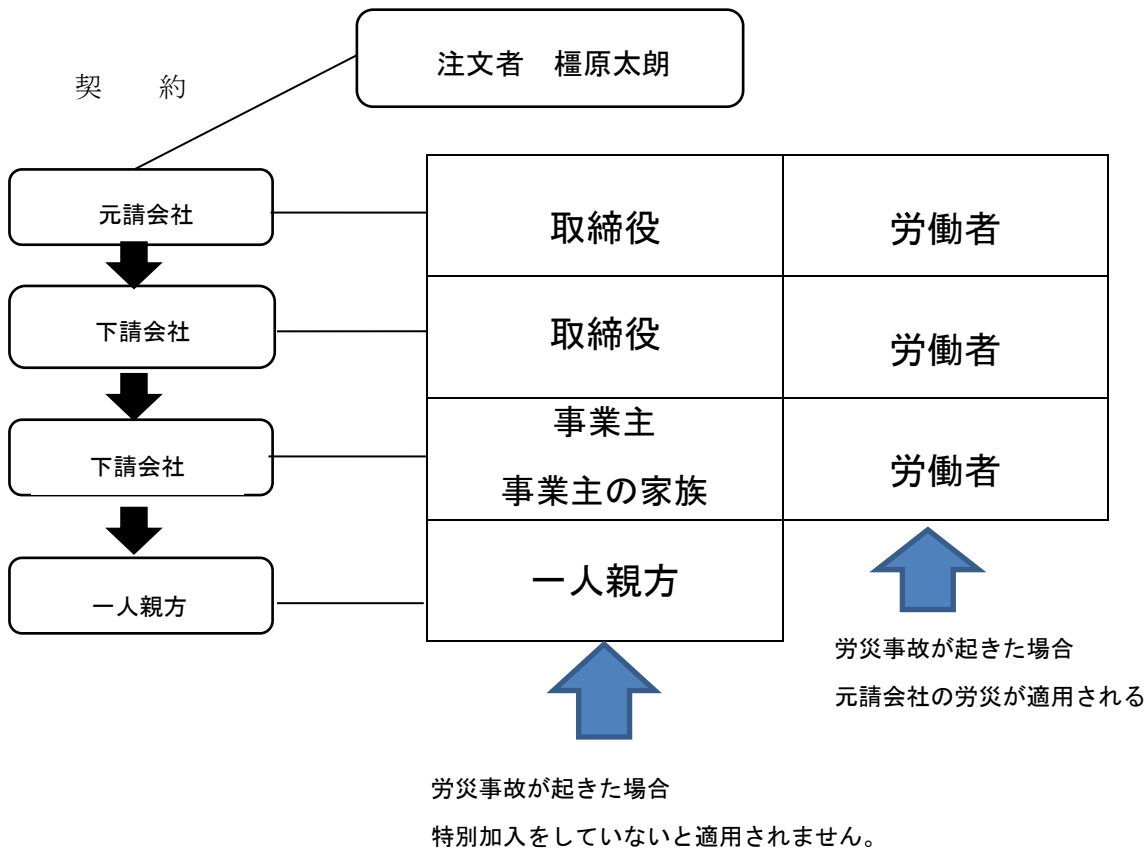
1. 建設業における労災保険について

建設現場で働く労災について、元請・下請・関わらず労働者については補償の対象となりますが、事業主（個人事業主・取締役）・一人親方については労災保険の特別加入をしていないと労災事故が起きても対象とはなりません。

建設業における労災保険の適用範囲



例示) 榎原太郎新築工事



2. 建設業における一人親方の範囲

建設業の一人親方とは、下記に該当するものを言います。

建設業の一人親方とは…

建設業における一人親方とは、労働者を使用しないで建設の事業（土木・建築その他の工作物の建設・改造・保存・修理・変更・破壊若しくは、解体又はその他の準備の作業）に従事しているものを言います。

労働者を使用せずとは…

従業員（パート、アルバイト、日雇い等）を使用せず、一人で従事する方を言います。但し、たまたまアルバイト等を使用する場合でも差し支えないとされていますが、1年間のうち延べ100日を越える場合は、一人親方にはなりません。

個人事業主に関わらず、法人の代表者でも一人で従事する方は、一人親方となります。

建設業の事業とは…

建設の事業（土木、建築、その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊もしくは解体又はその準備の事業）に従事している方

<主な対象業種 例>

土木工事業	建築工事業	大工工事業	左官工事業	鳶・土木工事業
電気工事業	電気通信工事業	管工事業	鉄筋工事業	舗装工事業
板金工事業	ガラス工事業	塗装工事業	防水工事業	内装仕上工事業
造園工事業	建具工事業	タイル・ブロック工事業	e t c	

3. 労災保険給付の概要

労災保険に加入する事により、次の各種補償を受けることができます。

- ・療養補償給付・・・療養に必要な治療費は完治するまで全額無料です。
- ・休業補償給付・・・休業4日目から休業1日につき「給付基礎日額」の80%（休業特別支給金含む）相当額が支給されます。
- ・障害補償給付・・・後遺症が残った場合、その程度に応じて年金または一時金が支給されます。
- ・傷病補償年金・・・療養開始後1年6ヶ月が経過しても完治しない、または傷病等級に該当する場合は、程度に応じて年金または一時金が支給されます。
- ・遺族補償給付・・・死亡した場合は、遺族年金または遺族一時金が支給されます。
- ・埋葬料・・・死亡した方の葬祭を行う場合に支給されます。

詳しくは[こちら](#)（厚生労働省 HP「特別加入制度のしおり（一人親方その他の自営業者用）」）をご覧ください。

4. 特別加入時に健康診断が必要な場合

一人親方が労災保険に加入する場合、業務の種類に応じて加入時に健康診断が必要となる場合があります。健康診断の結果、労災保険に加入できない場合もあります。

健康診断が必要な場合

労災保険に加入を希望する一人親方のうち、下表に記載する業務の種類に応じて、それぞれの従事期間を超えて業務をおこなった場合は、労災保険加入申請時に健康診断を受ける必要があります。

■健康診断が必要な場合

業務の種類	業務に従事した期間	必要な健康診断
粉じん作業を行う業務	3年以上	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1年以上	振動障害健康診断
鉛業務	6ヶ月以上	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6ヶ月以上	有機溶剤健康診断

注) 指定された健康診断受診しなかったり、業務の内容・業務暦について虚偽の報告を行った場合には、労災保険の加入の承認がされなかったり、保険給付が受けられない場合があります。

健康診断を受診する場合について

加入時の健康診断は指定された医療機関及び定められた期限内に受診する必要があります。また、健康診断に要する費用は、国が負担しますが、交通費は自己負担となります。健康診断の結果が判明するまでは、労災保険の加入の申請は完了していません。

健康診断の結果、労災保険の加入ができない場合

健康診断の結果、労災保険加入予定者がすでに疾病にかかっており、その症状又は障害が一般的に就業することが困難であり療養に専念しなければならないと認められる場合には、労災保険の加入は認められませんのであらかじめご了承ください。

5. 加入の条件

- ①業種が建設業であること。
- ②労働者（アルバイト等を含む）を100日を超えて雇用していない者
- ③橿原商工会議所の会員であること。もしくは会員になれる方。
- ④当一人親方労災保険会への報告義務、保険料納付義務を遵守できる方。
- ⑤口座振替で保険料を納付していただくため、保険会指定の金融機関に口座を設けていること。もしくは設けることができる方。

6. 加入手続き

- ①保険会所定の入会申込書一式と口座振替依頼書に必要事項を記入・押印し、保険料を添えて申し込んでいただきます。
- ②保険料及び事務手数料納付は原則として保険会指定の金融機関での口座引き落としとなります。ただし、加入時（初回）は現金で納付していただきます。
- ③保険料の納付回数は年1回払いとなります。
- ④当会の加入については、奈良県・大阪府・三重県・滋賀県・和歌山県・京都府・兵庫県に現住所がある方に限定されています。

7. 労災保険料及び年会費等について

労災保険特別加入にご希望の場合は、労災保険料及び年会費・事務手数料が必要となります。年度の途中で退会した場合、労災保険料は精算しますが、年会費・事務手数料は返還致しません。

※年会費等：商工会議所

○加入金10,000円

○年会費（個人：8,000円以上、法人10,000又は15,000円以上）

※法人の年会費は従業員数によります。

○保険料・手数料は下記表をご参照ください。

(H28年4月現在)

給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 B A × 365日	年間保険料 C (保険料率19/1000) 年間保険料 = B × 保険料率	事務手数料 D 下記手数料基準参照	年間合計額 C + D
25,000 円	9,125,000 円	173,375 円	13,600 円	186,975 円
24,000 円	8,760,000 円	166,440 円	13,300 円	179,740 円
22,000 円	8,030,000 円	152,570 円	12,600 円	165,170 円
20,000 円	7,300,000 円	138,700 円	11,900 円	150,600 円
18,000 円	6,570,000 円	124,830 円	11,200 円	136,030 円
16,000 円	5,840,000 円	110,960 円	10,500 円	121,460 円
14,000 円	5,110,000 円	97,090 円	10,000 円	107,090 円
12,000 円	4,380,000 円	83,220 円	10,000 円	93,220 円
10,000 円	3,650,000 円	69,350 円	10,000 円	79,350 円
9,000 円	3,285,000 円	62,415 円	10,000 円	72,415 円
8,000 円	2,920,000 円	55,480 円	10,000 円	65,480 円
7,000 円	2,555,000 円	48,545 円	10,000 円	58,545 円
6,000 円	2,190,000 円	41,610 円	10,000 円	51,610 円
5,000 円	1,825,000 円	34,675 円	10,000 円	44,675 円
4,000 円	1,460,000 円	27,740 円	10,000 円	37,740 円
3,500 円	1,277,500 円	24,272 円	10,000 円	34,272 円

事務手数料基準 年間保険料C × 5% + 5,000円 (上限200,000円・下限10,000円)

保険料算定基礎額 毎年4月1日～3月31日を補償対象とします。

※檜原商工会議所会員以外の方は入会が必要となります。※会費等はご入会案内をご参照ください。

8. 団体概要

一人親方労災保険特別加入団体概要	
団体名	橿原商工会議所建設業一人親方労災保険会
労働局許可	一人親方労災加入組合は国の労働者災害補償保険法により、建設業に従事する一人親方の労災保険の特別加入制度を取扱うことのできる特別加入団体です。
加入について	ご加入を希望される場合下記（TEL又はFAX）でご連絡下さい。
事務局 所在地	〒634-0063 奈良県橿原市久米町652-2 （橿原商工会議所内）
TEL 番号	0744-28-4400
FAX 番号	0744-28-4430
メールアドレス	info@kashihara-cci.or.jp
URL	http://kashihara-cci.or.jp/
併設労働保険事務	橿原商工会議所 労働保険事務組合

9. よくある質問について

よく寄せられるご質問とその回答を記載させて頂きました。

Q. 直接、労働局に労災の特別加入の申請は出来ますか？

A. 出来ません。労働局の承認を受けた機関を経由しないと加入は出来ません。

Q. 加入員証はいつ発送して頂けますか？

A. 保険適用日から原則1週間後となります。当月加入の場合は入金確認後1週間以内、翌月加入の場合は翌月1日から1週間以内となります。※お急ぎの場合はご相談下さい。

※保険加入の際に健康診断の受診が必要な場合は、健康診断を受診されてから1カ月前後が必要です。

Q. 年度の途中で退会の場合、労災保険料と年会費は返還して頂けますか？

A. 労災保険料は精算し返還致しますが、年会費は返還致しません。

Q. 当一人親方の労災に加入出来るのは、建設業に従事する方のみですか？

A. はい。当保険会は「建設業」の関連業種に限定しています。

Q. 法人の代表者ですが、一人親方の労災に加入出来ますか？

A. 法人の場合も、従業員を雇わず、一人で従事する方は加入できます。

Q. 家族のみで個人営業の場合、一人親方の労災に加入出来ますか？

A. 家族全員一人親方として労災の加入ができます。

Q. 労働者を常時雇用するようになった場合はどうなりますか？

A. 加入の脱退の手続きを致します。労働者がいる状態で労災事故が起きた場合、一人親方の労災の特別加入制度では補償の対象外です。

※橿原商工会議所には中小事業主の特別加入制度を備えておりますのでご相談を承ります

Q. 年度の途中、いつでも加入することは出来ますか？

A. はい、いつでも加入は出来ます。※保険料は月割り計算になります。

Q. 加入の申込みをする場合、住所地等により加入できない場合はありますか？

A. 当保険会に加入出来るのは、奈良県・大阪府・三重県・滋賀県・和歌山県・京都府・兵庫県に現住所がある方のみ加入できます。

Q. 加入日が5月であれば、5月1日でも5月31日でも労災保険料は同額ですか？

A. 保険料は、月割りの計算のため同額となります。

Q. 給付基礎日額とは何ですか？

A. 労災保険の給付額を計算する基礎となるもので、給付基礎日額が高ければ、労災保険料も高くなり、補償内容も手厚くなります。

Q. 給付基礎日額で補償内容の違いはありますか？

A. 負傷での休業、障害、死亡の場合に補償内容の違いはあります。当然、給付基礎日額が、高ければ保険料が高くなり、また補償内容も手厚くなります。

Q. 治療費に関しては、給付基礎日額による違いはありますか？

A. 労災の場合の治療費は、すべて無料です。給付基礎日額によって違いはありません。

Q. 給付基礎日額の選択は自由にできますか？

A. はい。自由に選択できます。

Q. 給付基礎日額の変更は途中で可能ですか？

A. 年1回、2月頃に送付する年度更新にて変更可能です。

■労災事故に関するQ & A

Q. 労災で負傷した場合はどうしたらよいですか？

A. 病院で労災である旨をお伝えください。その後、当保険会へご連絡ください。
病院へ提出するための労災の用紙を自宅へ郵送いたします。

10. 加入にあたっての注意事項

○入会申込書等書類一式が全て揃い、保険料等の入金確認ができましたら速やかに当保険会が労働局に届け出を致します。

○保険の適用日は労働局に届出をした翌日以降となります。

※適用日以前の事故に関しては一切、保証できません。さかのぼっての保険加入もできません。

※健康診断受診が必要な方は受診後に労働局から加入の承認がされてから適用がされます。

○年会費・事務手数料・労災保険料に関して、毎年4月から翌年3月を区切りとします。